道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（自動車登録番号標の取付け）」に改め、同条中「自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に」を「第八条の二第一項本文に規定する位置に、同条第二項に規定する方法により表示されるように」に改める。

第八条の二の見出しを「（自動車登録番号標の表示）」に改め、同条中「規定による自動車登録番号標及びこれ」を「国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標」に、「表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うもの」を「識別に支障が生じないものとして告示で定める位置」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十九条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

一　自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。

二　自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

第二十四条を次のように改める。

（臨時運行許可番号標の表示）

第二十四条　第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

第二十六条の五中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の二第一項第一号」に改め、「及びこれに記載された番号」及び「この場合において、合成樹脂製の回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第二十四条中「確実に」とあるのは、「脱落しないように」と読み替えるものとする。」を削る。

第四十三条の七を次のように改める。

（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示）

第四十三条の七　第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「後面」とあるのは「後面（三輪の検査対象軽自動車若しくは被牽引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつてはその後面）」と読み替えるものとする。

第六十三条の八を次のように改める。

（検査対象外軽自動車の車両番号標の表示）

第六十三条の八　第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「前面及び後面」とあるのは「後面」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第八十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、及び公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第三項の規定に基づき、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令

公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。

第二条　公営住宅法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「特定個人情報をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を、「できるとき」の下に「、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき」を加える。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省令第八十九号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十三条第四項、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十六条第一項第三号及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定に基づき、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（運輸審議会一般規則の一部改正）

第一条　運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「（平成十三年法律第六十一号）」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）」を加える。

（戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令の一部改正）

第二条　戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令（昭和四十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「旅客会社及び」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

（旅客鉄道株式会社の経理の整理の特例に関する省令の一部改正）

第三条　旅客鉄道株式会社の経理の整理の特例に関する省令（昭和六十二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社」を「及び四国旅客鉄道株式会社」に改める。

附則第二項中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「北海道旅客会社等」に改める。